

平成 29 年度 第 3 回八王子市教育委員会いじめ問題対策委員会
会議録

開催日 平成 29 年 7 月 18 日 (火) 午後 4 時から午後 5 時 30 分
開催場所 八王子市役所 議会棟 全員協議会室

出席者氏名

【委員】

松田恵示、島本一男、片山弘道、大塚充、村田由美、塚本秀雄、逸見由紀江、
三浦佐知子

【事務局】

廣瀬学校教育部長、山下指導担当部長、中村指導課長、佐藤統括指導主事、
加藤指導主事、北川指導主事、松井指導主事、金子指導課主査、吉沢指導課主任、
嶋崎指導課主事

欠席者氏名

佐々木祥乃、木村恵子、川島弘嗣、中島功、記野邦彦、守屋和広

次 第

- 1 開会
- 2 協議事項 八王子市いじめの防止等に関する基本的な方針について
- 3 閉会

公開・非公開の別

公開

傍聴人数

2人

配付資料

- ・次第
- ・資料1 八王子市いじめの防止等に関する基本的な方針（案）
- ・資料2 子ども見守りシート「気になるお子様の変化は1つのサイン」（案）

会議の内容

中村指導課長

- 配付資料について
- マイク使用について
- パブリックコメントについて

松田委員長

定刻になりましたので、平成 29 年度第 3 回八王子市教育委員会いじめ問題対策委員会を開催させていただきます。

本日もよろしくお願いいいたします。

本日、佐々木委員、木村委員、中島委員、川島委員、記野委員、守屋委員からご欠席の連絡を頂いています。出席委員は 8 名なので、会議は有効に成立しています。

会に先立ちまして、清水委員が人事異動で退任され、7 月 6 日付で後任に村田委員が選任されましたので、一言ご挨拶を頂ければと思います。

村田委員 挨拶

松田委員長

ありがとうございました。

第 1 回の会議から、名簿順で署名委員をお願いしております。

本日は、大塚委員にお願いしたいと思います。

それでは、次第の 2 番、協議事項ということで「八王子市いじめの防止等に関する基本的な方針について」話し合いを進めたいと思います。

事務局より、ご説明いただければと思います。

佐藤統括指導主事

八王子市いじめの防止等に関する基本的な方針（案）についてご説明します。この冊子の内容につきましては、第 2 回のいじめ問題対策委員会でいただきました皆さまのご意見を基に、どのように変更したか、担当指導主事の加藤よりご説明します。

加藤指導主事

資料の 1 ページのはじめに、「いじめを許さないまち八王子条例」を図示しました。一番下のところに基本的な方針を策定するのに重視した 8 つの視点があります。当該児童・生徒への支援の当該という部分が、網掛けになっています。加害児童・生徒から修正しました。このような形で、修正した部分は網掛け又は下線を引いていますので、そちらを中心

にお話させていただきます。

では、3 ページです。3 番いじめの理解の 3 目、からかいやささいなふざけ合いという言葉の後ろに、「によるいじめ」という言葉を追加しました。からかいやささいなふざけ合い自体が、いじめになることがあると、前回ご意見をいただきましたので、文言を追加しました。

4 ページです。(2)いじめの早期発見です。児童・生徒が一人以上の大人に相談できる環境づくりを行います。重視しているという意味で記載しています。また、(3)いじめへの対処の 2 目、に、網掛けで記載している所があります。いじめの構造としまして、被害・加害・観衆・傍観者というお話を前回しましたが、その観衆・傍観者へのフォローが大切ではないかと、ご意見をいただきましたので、いじめを知らせてきた児童・生徒の安全を確保するとともに、周囲の情報を収集して適切に指導及び継続的な支援することを記載しました。また、人ではなく行為を考えていますので、そういう意味もこの部分で表現しています。

続きまして、7 ページをご覧ください。こちらは、市及び市教育委員会の取組について記載しています。組織の構成員について内容は変えていませんが、表現を統一しました。

同様に 8 ページの構成員につきましても、表現を変更しました。またイ役割、「結果を市長に報告します。」と前回から表現をわかりやすくしました。

11 ページです。11 ページの 1 番下の部分です。青少年サポートネット・はちおうじ、八王子地区保護司会が非行など様々な悩みや問題を抱える、青少年の支援のために開設した窓口です。「いじめ問題についても相談に応じています。」と記載をしました。先日、保護司会でお話をさせていただき、そこで出たご意見をまとめ、現時点でこのように記載しました。この部分についてのご意見、他の関係機関の窓口等も記載すべきものがあれば、ご意見をいただければと思います。

続きまして、15 ページをご覧ください。(イ)豊かな情操を育み、人権意識や規範意識を高める指導という記述の 2 目目のところで「身近な人間の存在がいかに大切かを指導します」という部分を網掛けにしています。

傍観者または観衆への指導について子どもたちに対して、身近な存在の重要性を学校の道徳科の授業において、指導するという意味で記載しました。

19 ページです。真ん中の部分にア児童・生徒からの訴えを確実に受け止める体制を構築する、その一番上の全ての児童・生徒に一人以上の相談できる大人がいる環境づくりについて、順番を変えて記載しました。

21 ページです。下にあります(ウ)観衆・傍観者に対してです。被害者・加害者・観衆・傍観者のうち、観衆・傍観者のことも考える必要があるというご意見を基に記載しました。

24 ページ・25 ページをお願いします。24 ページの真ん中から上の部分、一人以上の大人に相談できる環境づくりについて触れています。25 ページです。保護者・家庭の取組の 2 目目の部分が追加した内容です。子どもの様子に疑問を感じた際には、「子ども見守りシ

ート」を活用して子どもの様子を丁寧に確認し、記入後のシートの写しを学級担任を通して速やかに学校に提出します。本日、別紙でお配りしました子ども見守りシート「気になるお子様の変化は1つのサイン」(案)をご覧ください。感情の起伏が激しくなった、わざとらしくはしゃいでいる、学校の話之急にしなくなった、登校時間に体調不良を訴える、体に原因不明な傷やあざがある、服が不自然に汚れている、持ち物の買い替えが早くなる、お金の使い方があらかくなる、一緒に行動する友だちが変わった。この項目を、それぞれのご家庭で、何か変化や疑問を感じた際に活用していただいて、学校に提出してもらいます。

もう一度 25 ページに戻りますと、※でこのように記載しています。保護者・家庭から、「子ども見守りシート」が提出された場合、学校は速やかに受理し、状況を把握するとともに、必要に応じて指導を行い、結果を「学校確認シート」を用いて保護者・家庭に連絡します。学校確認シートは今回お示しませんが、保護者・家庭からシートを提出していただいた場合には、学校としてすぐに対応するために、追記しました。同様に 25 ページ、今お話した 6 行後に、自分自身の言動に気を付けて、子どもの手本となりますと記載があります。こちらは、保護者・家庭の取組として、子どもの手本となることを、強く印象づけるために記載しました。同様に 25 ページ 4 地域・関係機関の取組において、地域・関係機関は掲示やポスター等を活用して、いじめはどのような場面でも、絶対に許されないことを発信します。何か事件・事故が起こってからではなく、事前に予防するために地域・関係機関の方にも協力していただいて、いじめは絶対に許されないことを打ち出していきたいと思えます。

27 ページをご覧ください。重大事態に関する事項の重大事態の定義では、いじめ防止対策推進法、基本的な方針に基づいて、重大事態に関する定義を示しました。

28 ページです。2 番の重大事態の発生時の報告では、重大事態が発生した際の教育委員会への第一報につきまして事案別に整理して、判断のポイントを示しました。報告の前提として、いじめとの因果関係が確実になった時点で、重大事態になったと判断するものではないことを明確に示しています。

続きまして、30 ページをご覧ください。(3)では、重大事態の報告書の提出について、明記しています。

31 ページです。重大事態発生時の対応です。こちらは(1)として、対応の流れが一目で分かるように示しました。特に図の一番上、学校のところで、事案の詳細を把握している場合、いない場合、調査を実施し、そのうえで教育委員会へ調査・発生を報告する必要があるため、このような形に図を変更しています。

また、図の下の(2)では被害児童・生徒の安全確保、不安解消のための支援を記載しています。

32 ページです。(3)では加害児童・生徒に対する指導及び支援を盛り込んでいます。ここでは、指導及び支援の狙いを明記するとともに、学校での対応や保護者・外部機関との連携について記載しています。同様に 32 ページのウ教職員・スクールカウンセラーによる支

援、こちらは加害児童・生徒の背景や心の傷に対する配慮についてふれています。加害児童・生徒に対する指導において、参考にした資料では更生という言葉が見られますが、必ずしも悪意があるとは限らないため、必要に応じて振り返りという言葉を使用しています。

35 ページをご覧ください。(3)調査組織の構成と種類でも、先ほどの市及び市教育委員会の取組と同様に、構成員の表現を統一しました。

以上で、説明を終わります。

松田委員長

前回、ご意見を活発にいただき、また期日を決めて事務局までご意見をいただき、今日それらを修正案として事務局から提示していただきました。いろいろなご意見をいただいて、ある程度の方向性を認めていただいて、修正に関しては、正・副委員長に一任いただくところまで審議が進めば、大変ありがたいです。

島本副委員長

「一人以上の大人が」という表現がよく出てきますが、どのように考えていますか。その方たちの連携やバックアップは、どのようになっていますか。

加藤指導主事

本来であれば、学校が子どもたちを見て、子どもたちの様子に気づいて、変化をとらえるところですが、学校だけで終わらず、保護者・家庭、関係機関、地域、市民の皆さまが、一緒に子どもたち一人一人を見ていきましょうという意味で、一人以上の大人という言い方をさせていただいています。

佐藤統括指導主事

補足させていただきます。子どもたちはやはり、担任の先生に話しやすい子もいれば、学校の先生という名前だけで話しにくい子もいます。その中で、お世話になった保育園の先生に相談に行ったり、地域の青少対の人に相談したり、登下校時の見守りの方に相談したり、いろいろな所に話しやすい大人がいることが大切だと思います。

また、連携に対するフォローとしましては、地道なことしかできませんが、いろいろな関係機関を回らせていただいて、基本的な方針についてご説明をさせていただきました。それぞれ何ができるかについて意見交換をさせていただいて、より子どもたちの実態に応じた方針にしたいと思います。

島本副委員長

とてもよい取組だと思います。身近なおじちゃん・おばちゃんが相談相手になることは、よいことだと思います。相談を受けた人が、どこへ行けばいいのかを示した方がいいと思

います。

松田委員長

今の点で、質問があります。一人以上という言葉は、よく使われる言葉でしょうか。一人以上を指す場合、複数という言い方もあります。一人以上という言葉が、ここでは採用されているという理解でよろしいでしょうか。

加藤指導主事

ゼロにしない、とにかく一人以上という意味でこの言葉を使っています。

松田委員長

もし、副委員長とのやり取りの部分をより前に出すとするなら、例えば、立場の異なる一人以上の大人という言葉を、ご検討いただいてもよいかと思えます。

塚本委員

一人以上の大人に相談という文言についてですが、仲介を図るのはスクールカウンセラーでしょうか。身近な大人に相談するように、どのように誘導するとお考えでしょうか。

加藤指導主事

今お話いただいたスクールカウンセラーを中心に働きかけることが、今回の素案の19ページにございます。学校の早期発見の取組として、スクールカウンセラーは専門的な立場として、週1日の勤務ですが各学校に必ず1名おります。こちらを活用してくださいという意味で、記載しました。ただ、スクールカウンセラーが全てではなく、(エ)の他の人に知られないように相談できる工夫など、学校としてはスクールカウンセラーだけに相談させて終わりということではなく、専門家を活用した上で、学校としての取組を行うということで、このような記載をしました。

松田委員長

今の部分は24ページにも、より焦点化してまとめてあると思えます。あわせてここも説明をしていただいたらと思えます。

加藤指導主事

24ページ(6)相談体制等の構築をご覧ください。ア具体的な取組に、これまでと同様に一人以上の相談できる大人の環境づくりを記載しています。具体的な取組として、(ア)スクールカウンセラーによる全員面接の実施。学校の規模によって、小規模校であれば小学校5年生、中学校1年生だけではなく、全児童・生徒に面接を実施している場合もあります。

最低限、小学校 5 年生、中学校 1 年生を対象とした全員面接を実施しています。それだけではなく、(イ) では年間を通した計画的な児童・生徒の状況把握。アンケートや生活意識調査、面談、必要に応じた家庭訪問などの記載があります。(ウ) では全教職員による、児童・生徒の相談への適切な対応。教職員が子どもたちの相談にきちんと対応できるよう、研修を通して技能を身に付ける。そして、子どもたちや保護者に対して確実に相談を受け付けることを周知することを(エ)に記載しています。(オ)では外部相談機関の連絡先について、確実に子どもたち、保護者に定期的に周知していきます。(カ)では他の人に知られないように教職員に相談できる体制を整えます。このような内容で、相談体制について 24 ページに記載しています。

塚本委員

25 ページの子ども見守りシート「気になるお子様の変化は 1 つのサイン」の提出の仕方は、どのように考えていますか。

加藤指導主事

こちらは、保護者、家庭の取組ですので、保護者、家庭に渡しておきます。その上で、子どもたちの様子に疑問を感じたり、変化を感じたときに、このシートで確認して学校に連絡をして、学級担任を通して提出してもらうことによって、学校だけではなく、保護者や家庭も子どもたちの様子を見てもらいます。学校でも調査をしたり、周りの子どもたちから話を聞いたりした上で、学校確認シートを用いて、保護者に連絡することを考えています。

塚本委員

それは児童・生徒を介さないで、郵送や手持ちで学校へ持ってくるのですか。子どもに見せるのはよくないと思います。

加藤指導主事

子どもたちを介さずに学校と保護者でやり取りをするものと考えています。

島本副委員長

保護者が担任に渡すのは難しいような気がします。学校に窓口があってもいいのではないかと思います。

佐藤統括指導主事

こちらについては、担任に限定するものではありません。受けた人が、責任をもって学校で情報を共有すると考えています。また、これはチェックシートだけで、どういうふうに活用してほしいかという説明をつけて保護者に渡すものとなっています。これには、子どもた

ちの様子を学校だけではなく、保護者、家庭にも見てもらいたい、一緒に子どものことを考えていきたいと考えております。

島本副委員長

よいシートだと思いますが、質問事項にその他や自由記述があってもよいと思います。また、一番上の印の欄は、書く方に必要なのか気になりました。

佐藤統括指導主事

今の件については、再考させていただきます。保護者には印の欄はプレッシャーになり、書きにくいものになるかと思えます。自由記述欄は、親として感じるものが必ずあると思うので、記載内容についても検討します。

片山委員

シートに挙がっている項目は、こういうものがあると問題があるとされるものが載っていると考えていいのですか。

加藤指導主事

単純に並べただけではなく、この項目は大切だと考えて記載しています。東京都教育委員会で作成した人権教育プログラムという冊子の中にも、近い形のシートがあります。それがベースになっています。

佐藤統括指導主事

人権教育プログラムには以前からこの内容は示されており、東京都のいじめ総合対策第2次にも記載されています。ただ、質問項目がかなり多く、学校が発見するためのチェックシートとなっていますので、家庭でそれだけの数を求めるのは厳しいと思います。また、その内容を伝えることで誤解を招くような項目もあることを考慮して、この質問項目を立てました。

片山委員

やはり、島本委員がおっしゃったように、ここには載ってないが気になることを記入できる欄は必要だと思います。また、説明の中に、こういったことがあったら教えてくださいという説明があってもよいと思います。

逸見委員

このシートの内容はとってもよいと思いますが、どうやって保護者の手元に届くのが大事です。保護者会は、必要な人はなかなか出てこないこともあると思います。学校を介さな

い方法で、シートがあるということを知らせて、どのように手元に届けるのかが、難しいと思います。きちんとルートを作っておかないと、せっかくシートがあっても、動いていないということになってしまいます。

松田委員長

確かに、情報のやり取りが鍵になると思います。あわせて、受け手、窓口になる学校が、子ども見守りシートをどう扱っていくか記載されると、より分かりやすいと思います。

山下指導担当部長

シートについては再度、調整をさせていただきます。意図としては、ダブルチェックをかけたいということでシートが入っています。シートの作りをどうするか、提出についても配慮が必要だと思いますので、調整させていただきます。また、文章の中に学校確認シートで返すということもありますが、難しい問題であるため整理したいと思います。

島本副委員長

シートの活用は、いろいろできると思いながら話を聞いていました。保育園や幼稚園でも、相談を受けた人がこのようなシートを持っていて、保護者が書けなくても代わりに書けると、ハードルが低くなるかと思います。

松田委員長

とてもよく考えられて、素晴らしい取組だと思います。

片山委員

学校からの受理という言葉に、違和感があります。

加藤指導主事

シートの右上に校長、副校長、担当教員の欄がありますが、一人の教員とならずに学校として組織で対応していくと考えて、全教員できちんと見るということで受理という言葉を使っています。

意味合いとして、受理という言葉がふさわしくないのであれば、検討したいと思います。

片山委員

申請に対して受理がされて、それに対して処分がされる。行政行為の一環という感じがします。受理した段階で、手続きが開始しますという言葉で、受理しなければ始まらないというように使われている気がします。受理なのか、受領なのか、受け取りなのか、こういった言葉が適切なのか分かりませんが、適切な用語があればと思います。

逸見委員

前回の資料だと保護者の取組のところは全部児童・生徒という言葉を使っていますが、本日の資料の 25 ページだと子どもとなっています。それはすごくよいと思いますが、何か意図があって変更したのでしょうか。保護者の立場だから子どもとしたのでしょうか。

加藤指導主事

委員のおっしゃるとおりです。変更した部分となります。保護者、家庭から見て児童・生徒ではなく、子どもという言葉がふさわしいと考えて変更しました。

島本副委員長

30 ページ、31 ページの重大事態の発生の対応で、加害児童と被害児童に注目が行きがちですが、学校のクラスの中でいじめが発生した場合、そこにいる他の子どもたちも心的なショックを受けるケースがあると思います。担任だけではない誰かが、子どもたちをサポートする体制が必要になると思います。

北川指導主事

被害児童・生徒への対応と加害児童・生徒への対応を整理して書かせていただいています。直接ではなくても、心的な加害・被害は考えられますので、それを 31 ページ (2) では被害児童・生徒、32 ページ (3) では加害児童・生徒という形で、詳細に対応を書いています。その際に、外部専門家の派遣として心理士の派遣も位置づけています。ここに、今回の基本的な方針の特色があると考えています。

佐藤統括指導主事

文章の中には加害、被害の児童・生徒と書いていますが、クラスの中で心的なストレスを感じる子どもがいますので、その場合はスクールカウンセラーの勤務日であればスクールカウンセラーが対応、それ以外であれば、市の教育相談室からの派遣で対応していきます。

片山委員

3 ページのいじめの理解の変更があった点で、結果的にその行為自体が重大事態だったとしても、加害者にその意思がない。悪ふざけやからかいの意味で、やっている場合もあると思います。軽い気持ちでやったとしても、重大事態になってしまうことがあると理解させる教育が、必要だと思います。

島本副委員長

いじめの理解の二つ目のところで、「傍観者の存在が更にいじめを助長している場合があります。」という文言があります。黙っている子にも罪があるという捉え方がされてしまう

こともあると思います。黙っているしかない子どもたち、黙っていることに罪を感じてしまう子どもたちへのケアが必要だと思います。そのようなことを、クラス全体でどのように考えたらいいか、オープンな学び方も大事だと思います。

佐藤統括指導主事

黙っていることも苦しみであるという前提で教育をしていきます。また、黙っているしかないということは、学校経営であり学級経営、人間関係、環境づくりの大きな部分だと思います。そこについては、教員の研修等を通じて高めていかなければならない所だと思います。

松田委員長

その意味では、17 ページ、ウいじめを許さない指導の徹底の項目で、未然防止の中でいじめを起ささない環境づくりについての話とウいじめを許さない指導の徹底の側面がありますが、いじめを取り巻く周辺の教育に関しての指導が、どこかに書き込まれればというご意見ということでもいいのかと思います。

改めて、目次で全体の構造を見ていただきますとローマ数字のⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳが大きな項目になっています。基本的な方向性があり、防止及び解消に向けた取組、重大事態に関する事項、その他となっています。

村田委員

子ども見守りシート「気になるお子様の変化は 1 つのサイン」ですが、とても具体的な項目が多くて、サインと言うより明らかにいじめられている気がします。うちの子はおかしいんじゃないかというところで、親がチェックするシートだと思います。しかし、このままのシートだと、書く前にいじめだと親はわかってしまいます。疑問に思う行為を記載した方が、親は書きやすいと思います。このままのシートでは、うちの子は完全にいじめられていると思い、シートに書くことに抵抗があるお母さんもいると思います。成長による変化かもしれないが、先生に相談してみたいと思うお母さんが、このままのシートに記入しようと思うのか、疑問に思いました。

佐藤統括指導主事

ここまで具体的でも学校と連携をとれない保護者もいると思います。ただ、些細な変化を気にして未然に防ぐのであれば、項目を変えなければならないと思います。

松田委員長

具体的なシートは本当に難しい。どのレベルで情報をキャッチして動くかが難しいと思います。目に見えていることに気づいていないという親の状態があり得ますので、改めて言葉にされると、初めて気づく面もあります。使う中で見直していくことが必要だと思います。

ます。

三浦委員

子どもの見守りシートは、保護者の立場から見ると、子どもの見方をシートに記入することで気づくことがあると思いました。項目をチェックしていくと、気づくヒントになります。

もう 1 点は、クラスの中で何か起こっているときに、他の保護者がシートでチェックしていくと、黙っているしかない子どもの心理を、クラス全体で把握できると思います。

保護者とする、チェックするということは、気づくという方法でもあると思います。

大塚委員

相談体制に大事なことは匿名性だと思います。もちろん、スクールカウンセラーとして協力させていただいているときは、直接お会いするので特定できますが、例えばある市の教育相談で、電話でお名前を聞くと伏せられることが多いです。匿名性の背景には、昔ながらの地区だと名前を言うことで事態が深刻化するような背景があると思います。そういったことから学校が組織的に対応する、守秘義務を守る、話されたことは不利益にならず、全力で守り対応するといった強いメッセージを発していくことが、大事だと思います。

島本副委員長

中学生サミットについて記載がありますが、小学生でも可能だと思います。子どもたちは民主主義を学ぶという面で、合意形成や自己決定をする機会が生活の中で少ないと思います。その中で、学校の先生が意識的に授業を進めることで、シチズンシップの育成につながると思います。

松田委員長

ただ今のご意見も、検討していただける内容だと思います。

逸見委員

甲ノ原中学校で学校運営委員をしていますが、とてもよい報告を受けました。昨年 8 月の中学生サミットで甲ノ原中学校の生徒が出席しました。秋の生徒会の選挙を控えている 2 年生がオブザーバーとして参加して、来年は自分もいじめをテーマにして 1 年間生徒会をやりたいと生徒会に出たいと生徒会に立候補したそうです。

今年、生徒会が甲ノ原中学校いじめ防止策として六か条を作りました。甲ノ原中学校は小さい学校なのでクラスが 6 クラスしかなく、その六か条が八王子市いじめの防止等に関する基本的な方針と結びつくとよいと思います。読ませていただきます。他人のよいところを見つける。周りの意見に流されず、自分の意見を言う。相手によって捉え方が違うの

で、発言や行動に責任を持つ。他人によって価値観が違うから、自分の価値観を押し付けない。自分の意見を大切にしつつ、相手のことも尊重する。集団の中の壁をなくし、友だちの個性を大切にする。(生徒会本部役員)と記載されています。とてもよい成果が出ています。中学生サミットの企画は大変だと思いますが、結果が出ています。

松田委員長

子どもたちの主体的な活動が持つ可能性や力は大きいと思います。見えにくいところもありますが、今のご意見を聞くと素晴らしい取組だと思います。

片山委員

重大事態の調査で問題になり得るところは、児童・生徒へのアンケートだと思います。これをどう行うのか。匿名か記名か。また、匿名で得た情報、記名で得た情報を、被害者の家族に伝えるときにどうするか。そこが、問題になり得ますので、考え方を議論していく必要があると思います。

北川指導主事

例えば、調査結果の報告・提供については 39 ページに書いています。適切に提供するという表現を前提にしていますが、内容としては、直接関わった児童・生徒の名前は具体的に出さないことも考えられますし、教育的配慮、被害・加害児童・生徒の保護者の了解をとることもあります。ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠らないように留意しますと書かせていただいているところです。

片山委員

大卒ではそうだと思います。ただし、実際に同級生の誰々さんがやったところを見ましたと、その場合はどうするのか。そのようなことが、問題になると思います。親御さんとしては、そういったことを直接に聞きたいと思うかもしれません。じゃあ、見たと言った子が話した場合にどうするか、問題になり得ると思います。

山下指導担当部長

ご指摘の通り、この部分については他の自治体も報道で問題になっています。ある段階で、どこまで情報を出すか出さないかは、非常に難しいです。保護者の思いに寄り添いながら、友だちへの調査でどこまで求めていくかが変わっていきます。具体的な名前を挙げてオープンに進めていく場合もあります。また、伏せながらも被害者側はわかっている、処理をしていく場合があります。具体的に書くことは、難しいと思います。

片山委員

おそらく、ケースバイケースだと思います。基本方針に盛り込むことは、難しいと思います。

島本副委員長

今のような個人的な配慮が必要となるケースが出てくると思います。15 ページのエのところに、よりよい社会を築いていこうとする意識や態度を育む指導と書いてありますが、よりよい社会を築こうとする気持ちは育まなくても、そもそも子どもたちは持っていると思います。それを築けなくて、悩んでいると思います。それを考えると、どうしたらいいかを一緒に考えていくことが足りていないと思います。

佐藤統括指導主事

基本的な方針には基本的な内容しか書いていませんが、巻末に具体的な指導や関連資料、事例を盛り込んでいく予定です。

松田委員長

本日いただいたいろいろな視点からのご意見を、事務局にまとめていただきます。最終的なまとめは、正・副委員長に一任いただければと思います

委員から異議なしとの声

松田委員長

ありがとうございます。では、事務局に進行を戻します。

中村指導課長

松田委員長ありがとうございました。次回の日程について、お知らせします。9月を予定しています。詳細については、ご連絡を差し上げます。本日はありがとうございました。

会議録署名人 平成 年 月 日 署名